

## 西舞鶴駅操車場跡地土壌改良工事に伴う土砂運搬・処理委託仕様書

本仕様書は、西舞鶴駅操車場跡地土壌改良工事で発生する汚染土壌の運搬・処理委託について定めたものである。

### 1 委託概要

- |              |                           |
|--------------|---------------------------|
| (1) 処理処分対象品目 | 汚染土壌                      |
| (2) 積込場所     | 舞鶴市西舞鶴駅操車場跡地              |
| (3) 運搬車両     | 10t コンテナ車又は 10t ダンプトラック程度 |
| (4) 委託期間     | 契約日の翌日から令和 7 年 9 月 30 日   |

### 2 提出書類

- (1) 契約時に提出する書類
  - ア 汚染土壌処理業許可証の写し(土壌汚染対策法第 22 条第 1 項の許可を受けた者の証)
  - イ 作業計画書
- (2) 委託料請求時に提出する書類
  - ア 業務終了報告書(作業日報・計量証明書等)
  - イ 請求書

### 3 管理票

本委託業務の運搬処理に当たっては、土壌汚染対策法第 17 条を適用し、適正な処理を行うものとする。また、管理票については、土壌汚染対策法施工規則様式第 29 の管理票を用いるものとする。

### 4 委託料

- ア 運搬処理土量は、月毎に集計し、トン未満の端数は切り捨てるものとする。
- イ 取引にかかる消費税及び地方消費税の額の計算において、円未満の額が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

### 5 汚染土壌の種類・性状、発生予定数量

西舞鶴駅操車場跡地土壌改良工事にて発生する汚染土壌の種類及び性状は、次に示すとおりとする。

- (1) 汚染土壌の土質は砂礫、粘土混じり砂礫、粘性土である。
- (2) 汚染土壌の環境基準値を超過した項目は鉛及びその化合物である。
- (3) 鉛の最大溶出量は 0.027mg/L であり最大含有量は 2200mg/kg である。
- (4) 運搬処理予定数量は、1047 m<sup>3</sup> (1,884t) である。ただし、予定量は確約するものではない。
- (5) 土壌運搬能力については、1 日 10t ダンプ 10 台の 2 往復(搬出予定数量約 100 m<sup>3</sup> 程度)を想定している。
- (6) 含水比の高い汚染土壌については、必要に応じて含水比調整を行うものとする。

## 6 委託内容

- (1) 本委託は、西舞鶴駅操車場跡地土壌改良工事にて発生する汚染土壌をコンテナ又はダンプトラックに積み込み、処分先へ運搬し、処理処分するものである。なお、積み込み作業は西舞鶴駅操車場跡地土壌改良工事の受注者が行うものとする。
- (2) 日当たりの運搬及び処理処分量は、改良工事の工程等の都合により変動があるので監督員及び西舞鶴駅操車場跡地土壌改良工事の受注者と連絡を密にし、調整の上、運搬及び処理処分計画を立てること。
- (3) 処理処分量は、計量証明事業者であれば、自社にて計量証明し、それ以外の事業者は、計量法の定めによる計量事務所にて計量し、計量証明書を提出すること。
- (4) 搬出日及び、搬出時間については監督員及び西舞鶴駅操車場跡地土壌改良工事の受注者と協議、調整の結果決定するものとする。また、受託者は、月間工程及び週間工程の調整を行うなど監督員及び西舞鶴駅操車場跡地土壌改良工事の受注者との連絡を密にすること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項は、協議を行い決定するものとする。

## 7 法令等の遵守

- (1) 受託者は、土壌汚染対策法、汚染土壌の運搬に関するガイドライン、汚染土壌の処理業に関するガイドラインその他関係法令を遵守し、不法行為を行ってはならない。
- (2) 受託者は、関係法令を遵守し、近隣関係者とトラブルが生じないよう十分注意し、処理処分に努めること。万一、第三者との間にトラブルが生じた場合、速やかに自らの責任で対処しなければならない。

## 8 再委託

- (1) 受託者は、本委託業務の一部を他の者に再委託する場合は、「再委託承諾願」を事前に提出し、市の承諾を得ること。また、「再委託承諾願」には次に示す書類を添付すること。
  - (ア) 運搬車両の自動車検査証の写し
  - (イ) 計量票
- (2) 受託者は、本委託業務を他の者に再委託する場合、再委託となる者に本仕様書及び契約内容を熟知させ、遵守するよう指導しなければならない。
- (3) 受託者は、再委託する内容に変更が生じた場合、直ちに市の承諾を得ること。